近代の日蓮宗における

ハンセン病救療事業の動向について

―田中智学と綱脇龍妙を中心として―

桑 名 貫 正

一、はじめに

3 六)~」に分けられるという。第一の前史の時代とは、キリスト教(外国人)が設立した復生病院・慰癈園・回春病院・ 近代以降の我が国のハンセン病対策の歴史は、『国立療養所史らい篇』によれば「1 前史、宗教・慈善活動の時代 八八六(明治一九)~一九〇六(明治三九)。2 浮浪らい救済期 一九〇七(明治四〇)~一九二九(昭和四)。 隔離収容·予防医学時代 一九三〇(昭和五)~一九五〇(昭和二五)4 更生医学の時代 一九五一 (昭和二

待労病院と仏教徒日蓮宗の綱脇龍妙が設立した身延深敬病院における救らい活動の時代をさすというのである。歴史

復生病院・待学病院・身延深敬病院の三病院は第四の更生医学の時代にまたがって救療事業をしているのであ

また、 キリスト教関係者以前に日本人が明治二・三年より「救らい」活動をしている事実が見られるのである。明 近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

る。

的には、

五年(一八八二)には六ヵ所の癩病院の存在を認めているから、従って前史時代は、『国立療養所史らい篇』 にいう 治初期の内務省衛生局年報によれば、明治十年までの癩病院数はゼロであるとする報告には問題があるものの、同十

明治十九年よりも、もう少し溯ってもよいわけである。

救癩」という考え方は、どういう定義づけでいっているのか、それに対するコメントは説示されていない。 て開拓された」と述べ、網脇の救療事業を高く評価している。吉田氏の「組織的な救癩活動」とか、「仏教の近代的 的な救癩活動はキリスト教によって先鞭がつけられたが、仏教の近代的救癩は、三十九年十月日蓮宗綱脇龍妙によっ 敬病院が有名である。 実は、日蓮宗関係者において、網脇龍妙よりも先立って田中智学が、深くハンセン病患者の救療事業に携わってい さて、近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業について、世間一般に広く知られているのは、 網脇龍妙が明治三十九年に設立した身延深敬病院について、吉田久一氏は「近代における組織 網脇龍妙の身延深

ないのである。 い。そして、先学の研究においても、田中智学が従事した宗教病院の実情について、これまで十分に解明がされてい 教病院大日本救世館」を設立しているのである。しかし、宗教病院のことは日蓮宗内においても、余り知られていな るのである。田中智学は明治二十四年九月二十日に、日蓮宗の事業としての思いを懐き、ハンセン病専門病院の「宗

(28)

であろうと思われる。 また、綱脇龍妙が設立した身延深敬病院に関する研究も意外と少なく、本格的な論究は見られないのである。これ 従来の研究において、身延深敬病院に関する内部資料を調査する機会が得られなかったことが、その大きな原因

田中智学・網脇龍妙以外にも、近代の日蓮宗関係者でハンセン病救療事業を志した方々がいたのである。 千葉 査胤

子・鈴木修学らの仏教感化救済会(日蓮宗法音寺・昭徳会の前身)の活動が見られるのである。ぽ 院を発足する広告をだされている。また、大正初期より昭和七年頃までハンセン病患者救済活動に従事した、 は明治十年代の前半より、救療活動を行っている。さらに千葉は明治二十九年七月には、「日蓮宗設立癩瘡院」の病 杉山辰

ある。 る で、 館概則」より影響を受けたと思われる発想が見えるのである。筆者は、この点に深い興味を抱くものである。 を解明するものである。また、身延深敬病院関係の資料調査により、田中智学と網脇龍妙の交流関係が見られるので 本研究は、新発見の資料に基づき、田中智学らが設立したハンセン病の専門病院「宗教病院大日本救世館」の動向 網脇の身延深敬病院の草創期の動向を見ながら、田中智学の影響を考察し、併せて二人の交流を論ずるものであ 資料を精査してみると、網脇龍妙が身延深敬病院を設立した時期において、田中智学の「宗教病院大日本救世 そこ

二、田中智学らの宗教病院大日本救世館の動向

設立。 す。 運動に関しては、以下の如く見える。「在東京なる本宗の有名学士田中智学氏は仏教信徒衛生会を東京井生村桜に於 華経の強信者である父を喪う。養育してくれる人なく、その数ヵ月後の明治三年、日蓮宗の高名な説教師智境院日進 の弟子となり、智学の名を授かる。十一歳より四ヵ年飯高檀林で学び、後に大教院に入学するも十七歳より独学研鑚 田中智学(一八六一 ー一九三九)の宗教病院設立前後までの略伝。[1] 十八歳の時、 明治十九年二十六歳、伝染病コレラが流行したため仏教信徒衛生会を起こし、その予防につとめている。その 在家仏教運動に志し、脱宗還俗する。二十歳蓮華会、二十三歳護持正法会、二十四歳立正安国会を 幼名は巴之助。 九歳にて母を喪い、 十歳 で法

駁し、同九月『龍口法難論』を出版し重野安繹を沈黙させる。以後、田中智学の名声は不動のものとなる。このこと 宝」にて、日蓮聖人の龍口法難の事蹟を否定するのに対し、東京第一の大会場三千人を収容した木挽町厚生館にて反 会を極めたり〕という。この田中智学の行動は、対社会的宗教活動の方向に目を向けた始まりである。しかし、十分 なる発展をえられたないまま中止している。明治二十三年六月三十歳、内閣所属修史局長官重野安繹博士が「史徴愚 知事内務省衛生局長、各区長、各新聞記者等を招請し衛生上の意見を述べ及び本会創立の主旨等弁演せられ、 て開き衛生演説を執行せられ今回は始業を懼ずるを以て興立式をも併せて開きたるよしにて当日は警視副総監東京府 いと盛

ては、智学の子息田中芳谷が『田中智学先生略伝』の中で次の様にいう。 宗教病院大日本救世館」設立も、対社会的宗教活動の視点に基づく行動であったといえる。その設立経緯につい

により、ハンセン病の専門病院設立に向けて協賛者が得やすくなっていくのである。

田湛誓氏、甲府遠光寺の野澤義真氏を訪ふて協賛同意を得て一路帰された。 てられ、十二月十六日に発起員の会合があり、発起者の一人として先生自ら宗門関係の重立ち寺院に協賛を求む ころが、生憎三村山主は病気療養のため上京して不在といふので直ちに引返される途中で、沿路の青柳昌福寺杉 べく、先づその筆頭に総本山身延久遠寺を充てて、先生自から車行で、雪中山路の険を冒し身延へ急行されたと 立ったのである。先生は之を大きな宗門事業としようとの計画で、宗教病院大日本救世館なるものの目論見を立 その協力によって、救癩事業の大挙拡張を計りたいとの希望に先生も其趣旨に賛成されて、忽ち大きな企画が成 桜木病院の院長小田耕作氏が、家伝の秘法によって癩病治療に絶対の自信があるといふので、先生の知遇を求め、 (明治二十三年)かくてこの年も暮れなんとする十二月六・七日……東京上野桜木町に皮膚病専門の治療をする

所要の目的は大日本救世館の設立に、 協賛を得た。それより春早々ながら、 一月三日、当時、下谷谷中の瑞輪寺に静養中であった身延山三村日修師を病牀に訪ふて、大日本救世館の事業に 京都諸本山の協賛を得て、別しては村雲日榮尼公(伏見一品邦家親王六女) 猶豫を措かず旅装を調へて、救世館事業のために関西地方へ出動された。……

を名誉協賛員に推薦申上げるためで、瑞龍寺の村雲御所に伺候し謁見を賜はり、来意に対し御快諾を得た。

阪へ行かれたのが二月の初旬であった。……前後三十余日を費し、三月五日に帰京されたのである。 今回入洛の主要目的は達したのである……京都の用事が済んだので大阪と奈良を一巡しようといふので、 次で本圀寺妙顕寺の二大本山妙覚寺立本寺頂妙寺本満寺妙傅寺本法寺の六山を歴訪して、悉く協賛を得たので、 救世館 まづ大 の事

姿勢が見られる。その実現のため田中智学は精力的に行動し、十二月十六日には発起員の会合を開き、さらに宗門の 大物の協賛者を次ぎ次ぎと得られていった事実を知ることができるのである。また、田中智学自身が関西行について、 の求めに呼応し、むしろ積極的に小田耕作の「救癩事業」を、より一層発展させ「宗門事業」として取り組む方針の 右のAB引用文から、 業は、池上本門寺境内に三千坪の敷地借用の契約が成立したので、一段落の緒についた。 宗教病院大日本救世館の設立経緯を十分に伺うことが可能であろう。田中智学は小田耕作医師

(31)

C 京都に用向で行ッた、その用といふのは、村雲日榮尼公に用事があって、これは人のために或ることをお願ひに 行ッたのである、此の時にはじめて故村雲日榮尼公に拝謁をしたこと、並に京都に於ける最大有力者であッて、

次の様に述べているので記しておこう。

同時に宗門屈指の巨頭である釈日禎師に面会をした……宗門後世のためにも話しておいてい、と思ふ……

.のはじめて関西に足を踏み出したのは明治二十四年の一月である。これはじつは小田耕作といふ人の社会事業

をしてくれろといふ、つまりは村雲日榮尼公に拝謁することが用事の主眼である。……自分の用向のことを申上 の義挙に対して一臂の力を添へる必要があッて、その事柄を村雲日榮尼公にお願ひするのに、是非私に行ッて話

げたところ快く御承諾になッた。

推進されて行ったのか、発見した資料を基にして、その経過を見てみたい。明治二十四年一月二十八日発行の、宗教 右のC文には、先の Bの引用文とほぼ同様の内容が述べられている。では具体的に設立に至るまで、 どのように

雑誌『日宗新報』に、次の様な広告が見られる。

汎告

に対する往復面談等は同所へ宛て御申越ありたり 迂生儀今回宗教病院設立の件に付関西地方巡回一月二十五日より京都市上京区新町頭妙學寺に旅寓候依ては迂牛

田中智學

明治二十四年一月

日の『日宗新報』にて、宗教病院大日本救世館の「概則」の一部を公表している。その内容を挙げれば、次の通りで が明確に伺える。宿泊所を妙學寺にしたのは、旧師智境院日進の縁故からである。また田中智学は、同年一月二十八 右の「汎告」によって、田中智学の関西地方巡回の目的は、宗教病院を設立するための行動であったということ

今度蠣売町二丁目に仮事務を置き池上本門寺内へ出張事務所を置かれたる大日本救世舘といへる宗教病院の概則

は左の如し

あ る。 〔<u>8</u>

大日本救世館概則

(32)

第一章 目的及事業

第

條

本館は宗教病院大日本救世館と称し末法救護慈悲広大なる無上仏教の公愛主義に依りて国家共済の大義

を補翼する為め人生の最大不幸なる癩病患者を慰療して健全回陽の幸福を与ふるを目的とす

第二條 該患者中貧困無告の者の為めに特に施薬部を置て深切救療を行ふべし

本来の「概則」の全体内容は、五章二十三條から構成されている。後にも触れるが明治二十四年一月に、 田中智学

は の五章二十三條を三回に分けて『日宗新報』に発表しているのは、恐らく『日宗新報』のスペース上の問題からだと 「概則」以外にも、宗教病院大日本救世館の「趣意書」と、その「要伸」を賛助者に送っているのである。「概則

思えるのである。「概則」のつづきは、同年二月三日発行の『日宗新報』に、次の様に見える。 第三條 本館は左の学務を以て目的を達するの事業とす

(一)法事局を置て患者の安心を授くる為めの説教訓諭、患者の罪業除滅病患平癒を祈祷、其他一般信仰上の諸

件を掌らした

薬事局を置て患者に施行すべき治術及授薬、看護員の督励、 患者に施行すべき摂生法、 其他 般医薬に関

(三)事務局を置て館内の通常事務、 等の諸件を掌らしむ する諸件を掌らしむ 内外の通信往復、事業資金及施薬部会計の管施、其他一般の会計及び庶務

第四條 本館の構成は左の五種より組織す

構成及役員

第五條 (一)発起員 前條の各種員中発起員、資成員、役員は一資格毎に一箇の発言及ひ決議権を有し本館枢要の諸件を議定 (二) 資成員 資金の支出者 (三)役員 但し重役 (四)協賛員 (五) 名誉協賛員

する為め協議会を組立つべし

第六條 本館の名誉及実務を維持通利せしむる為め左の判別に順て役員を規定す

(一) 総裁 (二) 館長 以上名誉役員

無責任

(三) 局長

法事局、薬事局、

事務局

以上実務役員 有責任

○法事局に左の役員を置き局長之を管督す 説教師 祈祷師 一属員

医師 一薬生 一看護員 一属員

○薬事局に左の役員を置き局長之を管督す

○事務局に左の役員を置き局長之を管督す

管事 一会計 一属員

○通館に若干の使丁、炊僕を備ふ

第七條

第八條 総裁及び館長は名誉役員として法事局長、薬事局長、事務局長は実務役員として孰れも本館の重役を定 総裁には宗家の大徳を館長には慈善の大家を孰れも発起人より請待推挙す

tr

第九條 名誉役員は無給にして実費及び応分の報酬を贈り実務役員以下はすべて有給とす

但本條の贈給額は協議会の定むる所による

さらに「概則」のつづきは、同年二月八日発行の『日宗新報』に公表されている。 ⁽⁸⁾

第三章 患者及加療法

第十條 本館の患者は施薬部患者を除き一般に左の館費を納めしむ

一 上等 壹ケ月館費 金四拾五圓

一 中等 全 全 全 金 重 金 重 金 重 金 重 金 重 金 重 金 重 金 重 金 重 金 重 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金</l> 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金</l> 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金</l> 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金<l

一 下等仝全会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会</l

第十一條 本館普通患者には一人毎に一室を給与し施薬部患者は総室に於てし、すべて同一の治療摂養を受けし

む

第十二條 施薬部患者は義財の増益に順ひ漸次人員を増すべし

但し本人自ら貧困無告を申出つるも適当の証明なき者は之を謝断す

第十三條 〇毎日三回の祈祷会 本館は館内一般の患者に対し懇篤深切に日々左の加療法を施行す ○毎日一回の診察施術 其外臨床慰諭は役員をして巡回せしむ

第十四條 祈祷は翌日服用すべき薬餌に加持す

第十五條 全快後満一年間摂生監督の為め館内に摂生室を置き患者中の志願者を移し適当の摂養を与へ且つ一日 回の説教及び簡易なる宗教学を授く

各患者信行上の心得及摂生法等は別に患者心得を規定して之を堅せしむ

資金及義財

第十七條 本館の資金は金拾萬圓一株金貮拾五圓四千株とし内貮千株は発起者及協賛員に於て負擔し貳千株は広

第十八條 事に消費するを得ず 義財は専ら施薬部の経済を維持する為めに広く慈善家の義納を乞ふて積畜する者にして施薬部以外の

第十九條

慈恵員を募り毎月一口金貮銭の掛金を乞ひ其の七分を施薬事業費に充て其の三分を施薬浄資に積立つべし 義財は浄資及掛金の二種とし浄資を本館の施薬資金とし其利子を以て施薬部の事業費に充て更に施薬

浄費金拾萬圓施薬慈恵員掛金壹萬口に達すれば恒に一百人以上の患者を救療す以上増加此割合に遵ふ

第二十一條 資金に属する収支は賛成員及関係人に報道し義財に属する収支は新聞紙を以て江湖に広告す

第五章 雑規 第二十條

第二十二條 本館の位置は武蔵国荏原郡池上本門寺山内高祖御廟の側入涅槃の旧趾と定む

第二十三條 第四條の構成第十七條の資金及び第六條の役員各整備したる時を起業期と定め起業已前 に於ける事務規定は仮りに発起人に於て適宜処分す

宗教病院 大日本救世館

仮事務所 東京市日本橋区蠣売町二丁目十四番地

出張事務所 東京府下荏原郡池上村本門寺内

以上、ここに五章二十三條に及ぶ「宗教病院大日本救世館概則」の全文をあえて引用したのは、従来の研究で宗教

末文に、田中智学「三月五日に帰京されたのである。救世館の事業は、池上本門寺内に三千坪の敷地借用の契約が成 立したので、一段落の緒についた」というところの、田中智学と池上本門寺との土地貸借の時期について一考を要し おいて大演説を行い、八本山から賛成を得ているのである。前述する田中芳谷『田中智学先生略伝』 の引用文 Bの 病院の全容を解明したものがないからである。同年二月七日、田中智学は宗教病院設立の件に関して大本山本圀寺に

門寺山内と明記があるからである。これは田中智学が関西に出発する一月中か、前年十二月に土地貸借件のメドが付 たい。用地の貸借時期は明治二十四年三月五日以降ではない。同年二月八日付公表の「概則」に、設置場所が池上本 いていたと見るべきであろうと考える。また、田中智学は同年三月五日帰京後、次の様な広告をだしている。

は各地方緇素諸大家の厚遇を恭ふし已に十二分の目的を達し此程帰京いたし候全く各位の御懇情なりと深く感荷 迂生儀本年一月中東京を出発し宗教病院大日本救世館設立の為め京坂其他の地方へ廻回遊説に罷り越し候に付て

し謝且報如此

三月十三日東京にて 大坂、奈良、

田中智学

京都、

滋賀

岐阜、静岡、愛知、知遇各位

である。田中智学のハンセン病患者を救済する事業に対して、世間はどう見られていたのか、その風評を挙げると次 右の広告を見ると、宗教病院大日本救世館設立に向けて、田中智学が深く積極的に関与している姿勢が見られるの

近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

(37)

⑴救世館の発願人田中氏は関西を巡遊して帰らる而して到處十二分の満足を得られたりと、蓋し同事業の歩み初な 至れり否殆んと山師仕事の様に考ふるものさへあるに至れり、田中氏今この困難の裡に處して此大慈悲業を挙け んとす、自愛せよ、自嗇せよ、吾人は該事業の為には能ふ丈の盡力を辞せざるなり、吾人は旦夕該事業の成立を に従来仏教界に起る百般の事業は概半途に斃るもの多し、従て世人が此等の事業に対する信用は大に冷淡なるに らん。此歩みは着々歩を進めて直に寳所に至るなるべし、否好結果を奏するの日將に遠からざらんと信す、然る

染病と思われていた時代でもあるから、この福祉事業に対する信用理解も低く、困難な事業となることが伺われる。 (2)宗教病院の事業其如何ぞ、時事子、 同年三月二十三日付けの風評である。 事業に対する期待と励ましもみられる。その一方、ハンセン病は恐ろしい伝

仏祖諸天に祈るなり

手段ならんや、請ふ消息して時事子の不審を晴せる 尤も熱心に游説せしにも係はらず、仝病院件に付き未だ曾て熱心なる論案を示さず、是豈に世人の信用を買ふの

田中智学居士が先頃より発兌せる獅子王を閲して頗る不審に堪へず、居士が

(38)

事酒井日慎の祝辞が続く。小田耕作国手を院長、平井大医を副院長とする宗教病院は「世の癩病患者を救療せんが為 智学らは学士紳商僧侶等百余名を招待し、盛大に行なわれている。 よって宗教病院大日本救世館は、 言も宗教病院に関する発言と行動が見られないという批判なのである。しかし同年九月二十日、田中智学らの努力に ②は明治二十四年六月二十五日付けの風評。宗教病院設立に対する期待が大きいだけに、その後の田中智学は、 池上本門寺東側の地所に仮病院が設立されたのであった。当日の開院式には、田中 発起人の総代として葉山正功が演説し、 本門寺執

め日蓮宗の実業として創設せるものにて……」ともいわれている。前述したように、田中智学の行動により名誉協賛

員には村雲日榮尼公がなり、 バーには、 日蓮宗管長身延山久遠寺三村日修法主、 「概則」の第二章に見る構成及役員というように組織的に運営をされている。そのメン 池上本門寺貫主・執事、第三代日蓮宗管長釈日禎、 京都八本山貫

主等の方々が名を連ねていたのである。従って田中智学が目指した「宗門事業」の形体に近づいたといってよい。

晋山式の折に、 開院式以後の宗教病院に関する動向を見ると、明治二十五年四月二十二日、池上本門寺第六十六代鷄溪日舜貫主の 院長小田耕作は長々と祝詞を述べている。その一部を挙げると次の通りである。

……爰に晋山式ノ盛典ヲ行ハル……耕作亦法会ノ席末ニ列スルノ栄ヲ辱フス豈一言以テ祝意ヲ表セザルヘケンヤ……

ヲ期スルノ企図ニ出ツ今也幸ニシテ……併セテ救世館ノ前途亦碩徳ノ庇護ニ依リテ百花ノ爛漫ト業務ノ隆盛ヲ競 共二不幸可憐ノ癩患者ヲ救済セント欲シ業ニ既ニ開館ノ緒ニ就クト雖モ元是レ法雨ノ余滴ヲ仰キ以テ前途ノ大成 専門ヲ以テ自任シ曩キニ本宗諸大徳ノ勧誘ト幇助トニ依リ宗教病院大日本救世館ヲ本寺ノ域内ニ創建シ諸 耕作不肖ト雖モ医門ニ立テ懸壺スルコト四十余年特ニ皮膚病ノ治術ニ於テ少シフ独特スル所アリ故ヲ以テ皮膚病 大徳ト

(39)

ヒ天下不幸ノ廃人ヲ救済シ亦黄鳥ノ綿蠻ト共ニ歓聲ヲ発セシメンコトヲ冀望ス因テ茲ニ本山本日ノ大盛典ヲ謹テ

奉祝ス 再拝

明治二十五年四月二十二日 小田耕作

そして次の資料によって同年の六月、宗教病院は池上本門寺の監督下に属していることがわかるのである。また、

入退院患者の動向を初めて知ることができるのである。しかし、十数名の入院患者では、病院経営の困難さを伺えさ

せるものがある。

池上本門寺の地内にある同病院は本門寺の監督に属し吾国治癩術の専門なる小田耕作氏之が院長となり昨年の秋

三者を合し得て着々治癒を見るに依り将来の盛大期すべしと云ふ世の不幸なる癩患者は就て這般の治療を受け併 のさへあり現今十余名の患者ありて逐実入院申込者あり地位の養生に適すると深妙の法益と医術良薬の効験との 始て仮病院を開きしより追々入院の申込者もありて最初以来の患者中二名程は既に著しき効験を得て帰郷せしも

せて妙法の利益を感せよ

である。また同病院の「概則」第二章六條の法事局(法務)の説教師・祈祷師などの諸件は、一切本門寺において管 明治二十五年七月に入ると、どういう訳か名称にもやや変化が見られ、大日本が抜け宗教病院救世館と呼称するの

督していることなどが、次の資料から見ることができるのである。 (2) 耕作先生の妙術により実に百人百治神験神効ある治療を施しいかなる重症といへども三ヶ月以内は効験を現はし 者に安心摂養を与へ殊に一家独特の医方空前絶後の技倆を以て雷名を海外にまで轟かしたる皮膚病専門大医小田 本館は世界唯一なる癩病専門の宗教病院にして法華妙宗の法徳を以て救世の基本とし日々夜々の説教祈念以て患 らい病患者に告

らい病患者諸君よ無益の売薬無効の医療の為徒らに金銭と歳月とを消費せず速に来院せよ なりとて内外諸大家の称賛頻りなる池上本門寺山内なれば真に摂養治験相待って十全の病院なりと云ふべし世の 日を期して必らず全治せしむ加ふるに当病院の位置は幽静無比の名境清浄無染の霊地にして衛生上第一の良位地

入院科 並等 一日 金三十銭

当病院法務に関する諸件は一切本門寺之を管督す

中等 一日 金五十銭

(40)

東京府下荏原郡池上村

池上本門寺山

癩病専門 宗教病院

池上病院へ汽車にて来る人は大森停車場より下車すべし病院まで十六丁なり

右の文面は、ハンセン病患者に対する入院募集の広告である。六月中の入院患者が十数名であったから、

入院料金

同二十四年の諸職の平均は十二銭であるから、一ヶ月の給料は三円六十銭であった。従って、当初の入院料一ヶ月四 るものに応じて三円五十銭乃至五円であった。因に、明治二十四、五年東京における大工の日給は十一銭九厘であり、 に下げているのである。それでも高額である。明治三十九年に設立した網脇龍妙・身延深敬病院の入院料は、 を下げて患者募集をしているのである。明治二十四年九月、設立当初の中等における一ヶ月分の入院料金は二十五円 であった。それが今度は十五円に値下げしている。また当時、下等一ヶ月分の入院料金十五円を、並等と呼称し九円 資産あ

宗教病院に関する動向については、現時点での管見するところ、以後の資料は大正年間に至っても見当たらない。

銭)になったとしても、一般庶民では有料の支払が高額すぎて入院できなかったであろう。

十五円(上等)、二十五円(中等)、十五円(下等)を値下げして、中等十五円(一日五十銭)、並等九円(一日三十

金は、十万円を目標にされている。発起人及び協賛員より五万円の浄資を求め、残りの五万円は、広く募集する予 が大々的に宣伝したのにもかかわらず、救癩事業に対し世間の関心は冷淡であったに違いない。 仮病院から池上本門寺山内高祖御廟の側入涅槃の旧趾に、本館が設立されたという記録も残っていないのである。 ハンセン病は遺伝病ではなく、伝染病であると認識されていたため、社会全般に恐怖心があって、 宗教病院の運営資 田 中智学

近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

(41)

ないようである。恐らく財政上の問題等から経営が困難となり、 残りの三割は施薬浄資金の積み立てとし、継続的に貧困の患者を救療することを考えていたのである。 ところが、 金二銭の掛金を乞い一万口を集め、その内の七割を施薬事業費(給費志望者)に充てようと計画されたのである。 定であった。 計画通りに集まらない上、入院患者も増えない。入院費を下げたのであるが、結果としては成果が見られ また、入院料の支払が困難の患者には、浄資金十万円の利子と、さらに施薬慈恵員を募り毎月一口、 宗教病院は閉院となったものかと推測するものであ

網脇龍妙・身延深敬病院の草創期の動向と田中智学の影響

る。

業の動向を考察する場合、名称由来の「深敬精神」を認識することが必要であろうと思う。次の文は、「深敬精神」 ンで、 にあたって、施設の名称を「身延深敬病院」と名づけたのには、深い意味がある。深敬の二字は、網脇のバックボ て設立された。 『法華経』「常不軽菩薩品第二十」に説示する「深敬精神」に基づいているのである。従って、 網脇は、設立の動機及びその経緯をしばしば論じている。網脇龍妙がハンセン病救療事業を発足する 、綱脇 0 福

身延深敬病院は、明治三十九年(一九〇六)十月十二日に日蓮宗僧侶である綱脇龍妙(一八七六―一九七〇)によっ

あって、何等の賞讃を値するものでないと信ずる、此故に、吾等は深敬病院の在院者に対して、 度々言ふて居 論斯かる聖業を讃するものである。然しながら、 孤児院、 養育院、 感化院、 癩病院等の慈善事業は、 吾人の信奉する法華経的思想の上からは、 凡て仏陀の御精神に契合へる慈善的聖業である、 普通当然の行為で 吾等は勿

を十分に看守することが可能な綱脇の表明文である。

揮に随ひ、普通当然の事を為し居るまでゝ、其を特別と思ふのは、思ふ諸君の今日までの社会が間違って居った からである。 世界の人類は皆同胞兄弟である、生みの兄弟を兄弟と思ふのは通俗の考で、人類全体を真実に兄弟と思ふ 諸君は標準を此處に置いて、自分の心が、法華経の信心に契ふて居るや否やを篤と考へて貰ひた 諸君は未だ吾等の真心を了解せぬものである。吾等は法華経の信仰に依り、釈迦牟尼仏の御指 我等の盡す聊かの親切を、特別な仕方である、常人の行為ではないなどと考へらる、ならば、

綱脇の「深敬精神」の基本は、三界の衆生が悉く釈尊の子供であるから、世界の人類全体が真実に兄弟である。 を縁として、 法華の信心を得、 久遠の寿命、慈悲の本性に蘇るならば、是こそ砂を以て、黄金に換ふるもので

むる事である、深敬の二字を色読体現するより外には無いのである。今癩病は甚だ好ましからざる病である、然 のが、法華経の信心である、法華経の信心とは、総ての人を我赤子の如く慈悲愍念して、道義功徳を具足せし

諸君は心まで癩病に罹ってはならぬ、身の癩病は一生限、心の癩病は永劫である、諸君が身の癩病

しながら、

と成れるという視点に立ち、すべての人に礼拝讃歎の行をされた。これは換言すれば、近代社会の弊害、 である。綱脇がこよなく唱えた「我深敬汝等」の二十四の文字は、僧・俗・男・女とわずボサツ行を行えば等しく仏 従って法華経信仰の在り方は、世界を一大家庭として捉えた上で、ハンセン病患者を綱脇の兄弟だと主張しているの 赤子のように接し、または同胞兄弟と思い救療に勤めた姿勢は、まさに深敬の二字の色読体現にほかならないのであ ンセン病者を世の中が棄て去った、その差別思想の撤廃の主張である。綱脇がハンセン病患者を、慈悲をもって我が 不治の病

近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

(43)

る。

られるのである。今ここに、網脇の直筆文を紹介しておきたい。 れているが、管見する限り、外部に公表された「趣意書」は、どういう訳か、すべて綱脇龍妙の直筆文と異なりが見 この深敬精神に基づいて、綱脇は「身延深敬病院設立趣意書」を発表している。この趣意書の全文は、 度々公表さ

身延深敬病院設立趣意書

能はす のみ き病者を見て自らの幸福を感謝して可なり 信仰の慰安と 諸国に乞食周流し 人にも猶顰蹙せられて一室に幽閉し み に対して深く慈悲を行せよと 仏教の勧めは千差万別なりと雖 詮する所は慈悲を信し慈悲を行するにある 大聖釈尊説て曰く 世に憐れなる者多し 況や医療已に年久しく 薬餌に家財を蕩尽し 我国実に数万ありと云ふ 空しく終天の恨みを飲んて異郷の土と化するに至っては 此恐るへき病毒の撲滅に資せんとす 人同しくこの仏土に生を享け 治術の救済とを与へ 以て歓喜と光明との中に其余命を全ふせしめ 天に訴へ地に哭し 涙已に枯渇して病苦益々甚しく 今此三界は皆我所有にして《其中の衆生は悉く吾慈愛の子なりと》又曰く汝等まさに一切衆 然れとも其最甚しきは癩病を患ふる者に如くは無し 人一度此不治の病に罹れは あに寒心すへきことならすや 終生些かの楽をも享くることを能ハすして 希くは十方の士女 病躯業に就く能はす 骨肉の者相離散して 深く仏陀神明の慈悲を信し 本院は専ら此等無告の病者を収容して 其悲惨の状 終に再ひ妻子親族の顔をも見ることを 暖かに寢ね飽く迄食ふ 到底談るに忍ひさるなり 唯独り自ら死を待つことある 兼ねて隔離消毒の方法を完 自ら慈悲に住して 斯の如 斯の 家

掬の涙を此病者の上に注き 奮って応分の浄財を寄せられんことを

明治三十九年十月 発起者謹告

計に任じている。 ある。また、茗谷学園は身延深敬園の東京事務所の役割を果たしていたのである。 身延深敬病院を実質的に支援したのは、東京小石川区の茗谷学園の山田一英舎監、守屋貫教舎監代理、及び園生達で を嘱託医とし、身延山久遠寺大本願人・身延山林栽培主任の小林孝三を会計監査、南條講社副社長小川喜一郎翁を会 することができたのである。医師は、身延村総門の太平橋付近で慈善病院を開業する、九歳年長の遠藤源十郎医師 三門工事の大工宿泊所を半分解体し、個人マネーで仮病室一棟を建立し寄進してくれたから、救療事業をスタート 綱脇龍妙は身延深敬病院を設立するに当たって、身延山久遠寺豊永日良法主に相談す。結果的に豊永法主が身延山 綱脇は両会計と面識が全く無いから、其の任用は豊永法主の計らいであろうと考えられる。 綱脇の

日恕を始め議員諸師は、「身延深敬病院設立趣意書」及び「内規」の方針に対し、全員が綱脇の事業に賛成している 敬病院内規」も公表された。明治三十九年十月下旬頃に開催された身延山久遠寺門末総会の席上に於いて、議長武見 に応じているのが見られる。これは、身延山門末会議上の波及効果であろうと考えられる。 良法主と武見日恕議長の好意的な計らいに他ならない。その直後、身延山久遠寺内の執事等が、 のである。身延山久遠寺門末会議の席上、わざわざ身延深敬病院の事業の件についての話題を出されたのは、 綱脇は救癩事業開始に当たって、前述の「身延深敬病院設立趣意書」を発表されたが、同時に、後述する「身延深 網脇の勧募寄付金等 豊永日

れるのである。ここに「内規の」の全文を挙げて、その影響を見てみよう。 綱脇が公表した「身延深敬病院内規」の文には、田中智学が作成した「宗教病院大日本救世館概則」の影響が見ら

第一條 本院ハ専ラ淨潔ナリ慈善的意趣ヲ以テ成立シ総テノ費用ハ篤志家ノ寄附ニ仰グモノトス

第二條 サズ而シテ役員ノ任免ハ幹事此ヲ行フ 本院ハ誠心誠意一切ノ妙聞利慾を離レ献身的ニ此救済事業ニ従事スルモノニアラズンバ役員タルコトヲ許

寄付金募集ハ役員ノ以外ハ幹事ヨリ直接依頼シタル人ニ限ル

第三條 本院 ハ如何ナル名義ノモトニモ本院使用ノ目的ノ財ヲ他ノ用途ニ消費シ或ハ貸与スルコトヲ許サズ

第四條 本院ノ要務ヲ以テ旅行スルモノハ汽車汽船旅宿等スベテ第三等ヲ以テ甘ンジ宿泊ハ成ル可クハ篤志家ノ恵

ニ依リ毎ネニ費用の節減を専ラトスベシ

第五條 本院ニ入院ヲ許スモノハ癩病患者ニ限リ入院者ヲ別テ自費給費ノ二種トシ給費者ヲ一人ニテモ多ク収容スル

薬部患者を除き一般に左の館費を収めしむ(自費による上・中・下等の一ケ月分館費)」の文に由来するものと思え 「該患者中貧困無告の者の為めに特に施薬部を置て深切救療を行ふべし」の文と、第三章第十條の「本館の患者は施 右の第五條の入院患者における自費給費制度の発想は、田中智学の「宗教病院大日本救世館概則」第一章第二條の

(46)

る。「概則」中の施薬患者とは、綱脇のいう給費患者のことである。さらに、田中智学は施薬患者を第三章第十二條

ઢ ૈં 給費志望患者に対し条件をだされているのである。それは、次の身延深敬病院「入院規則」の文中に見ることができ つるも適当の証明亡き者はこれを謝絶す」と述べているのである。綱脇龍妙も給費に関しては、田中智学と同様に、 で以下の如く規定している。「施薬部患者は義財の増益に順ひ漸時人員を増すべし(但し本人自ら貧困無告を申し出

入院志望者ハ必ズ願書ヲ提出シ許可ノ通知アリタル後 出発来院スベシ 然ラザレバ入院ヲ許サズ 給費志望者

町村役場ノ證明ヲ要ス

敬園にて閲覧されたのであるが、網脇が田中から受けた影響及びその交流についての考察はされていない。 の資料提供を受けているのである。吉田氏は、田中智学の「宗教病院大日本救世館設立之趣意」と「要伸」を身延深 持されているからである。その事実は昭和年代に吉田久一氏が、身延深敬園を調査に訪れた時、田中智学の「概則」 無理ではあるまい。実は、その推測を裏付けるものとして綱脇龍妙が田中智学の「宗教病院大日本救世館概則」を所 「身延深敬病院内規」及び「入院規則」は、まさに田中智学から、綱脇が影響を受けたと推測しても、

三年一月一日以降、院長と呼ばれている。以後、二代目の幹事を名乗るのは、茗谷学園出身の中村元勇である。(*) 幹事の名称を用いるのは、明治三十九年十月十二日より明治四十二年十二月三十一日迄である。綱脇龍妙は、 また、「身延深敬病院内規」第二條にいう幹事とは、身延深敬病院の設立者である網脇龍妙のことである。 網脇が

て「内規」に見られる第二條の幹事は、院長と改正されたであろう。

る。ところが、綱脇竜龍妙には全く資産が無いのである。そこで、綱脇は「身延深敬病院内規」第一條で「総テノ費 大変に困難であったということを、六十二歳の時に、次のように述懐されている。 (8) 方より寄付金が五円即納されていることからも、知ることができるのである。 用ハ篤志家ノ寄附ニ仰グモノトス」と述べるように、篤志家からの寄付金によって運営維持を計画したのである。綱 無告の患者を救済したいという願いを抱いていたことを、「内規」「入院規則」より、十分に伺うことが出来るのであ 網脇龍妙は、ハンセン病患者を救癩するに当たって、身延深敬病院を発足する当初から、深敬精神に基づき、 寄付金勧募に歩いたのは、明治三十九年十月からである。それは前述の同年十月二十五日に久遠寺内の 網脇が設立当初の寄付金勧募に廻って、

近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

(47)

同四十 従っ

をしては書類が返ってきた。其の度毎訂正しては三里を隔てている南部警察署へ、往きは富士川の下り船、復り 経由で山梨県に対し寄付金勧募の許可を出願したのであった。が此れがなかなか許可にならず、幾度となく附箋 私の用意しておいた数百円の金は、全く尽く竭きて米代にも差し支えるようになった。そこで私は、 は嶮しい峠路を踏み越えて通うたのである。一ケ月半もの間に、凡そ十数回通うたが、それでも許可にならぬの 南部警察署

で、遂に耐り兼ねて県に出頭し、当時の知事武田千代三郎氏に面談して、やっと許可になったのであった。……

そこで私は漸く寄付金の勧募に着手したが、何にしても山岳地帯の貧弱農村続きの所であり、且つ社会事業など

摂る隙は無く、冬の夜半猶疲れた足を引き摺って、寒風に漂されながら、星明りを危げに、富士川沿岸を歩いて いた事も珍しくはなかった。私はそこで考えて、十万一厘講と云うことを思い付き、一口一日一厘宛の積りで、 に理解のある人々はなかなか少なく、一里行って訪ねて一円、二里歩いて五十銭、或は留守という状態、昼食を

については、把握ができるのである。深敬園には、第十六代山梨県知事武田千代三郎より発せられた、寄付金勧募に 右の文は、 綱脇龍妙の後年の記憶であるから、その文脈には多少、精査の必要もあるが、 しかし大旨、 勧募の流れ

月に参銭、年に三十六銭、三ケ年満期で一円八銭、一時金納者は一円と云うことにして、これを十万口頼む事に

(48)

して、猛烈な運動を始めたのであった。

ついての許可書が所蔵されている。又、この文書はかつて、次の如く公表されている。

山梨県指令丙第二四〇五番

福岡県宗像郡池野村字池田三千百八十九番地当

時山梨県南巨摩郡身延村清兮寺内綱脇龍妙

明治三十九年十二月三日付願 寄附 金草

集………ノ件 許 可ス

明治四十年七月十二日

山梨県知事

武田千代三郎回

可を得たという。寄付金募集の許可願いの日付けは、十二月三日付けである。その一ケ月半前より、勧募許可願いの 綱脇が勧募に当たって、南部警察署に一ケ月半もの間に、凡そ十数回通い、その後、県に出頭し知事よりやっと許

「そこで考えて、十万一厘講ということを思い付」いたというのである。この「十万一厘講」の寄付金勧募を思いつ 三十九年十月二十五日、身延山久遠寺内の無名氏による勧募成果と、「身延深敬病院内規」第一條に述べる「総テノ 支援者、福井県武生町の青山市之助から前々から紹介があった、身延山覚林房日朝堂の堂番・花井善三を訪問するの くに至った経緯が「綱脇龍妙自傳」に述懐されている。身延深敬病院設立後、一ケ月余りで米代もなくなり。 費用ハ篤志家ノ寄附ニ仰グモノトス」という文脈と一致する訳である。しかし、勧募が思うようにならず、 行動を南部警察署に働きかけると同時に、一方では具体的に勧募を実践していたのである。と考えれば、前述の明治

(49)

である。そして綱脇は花井に、次のように語っているのである。 (※) て寄付を頼みに行ってみると、案に相違してけんもほろろに断られ、びっくりしてしまいました。……大勢の患 それは結構なことだ、持ち山の木をはだかにしても後援するからと約束してくれた人があり、私も心だのみにし はじめて身延に参り、ライ患者に出会って病院を作る決心をした時、まず地元の人々に相談した……そのおり、

者をかかえて苦しい時ですから、なんとかと思って頼むのですが、頼めば頼むほどむきになっておこります。…… しまいには男泣きに泣いて頼みましたが、結局は憤然として席をけって帰る始末でした。……すると花井君は顔

わずかな収入から十二円の貯金をしていたのです。……その中から十円かりて米二俵買いましたが、ありがたい 米を買うてくださいと私の前にほうりだしました。収入はおもにお堂で売る二銭のローソクの利益ですが、その をまっかにして憤慨し、やにわに奥に走りこむと、小さいやなぎごおりから貯金通帳をとり出してきて、これで

と思いました。

私がかねてから考えていた一厘講の勧募を一刻も早く実行に移さねばと、その主旨を印刷するために、

右の、一夜で原稿を作成したというのは、「身延深敬病院十万一厘講趣意」、「身延深敬病院十万一厘講規則」 原稿を書きあげたのは、そのようなことがあった日の夜のことです。 等で

ある。作成した日は、明治三十九年十一月十日と推測したい。筆者は、網脇がかねてから考えていたという「十万一 たのではないかと推測するものである。さらに、資金の収集方法についても、その影響が考えられる。 十万円の目標金額は、田中智学の宗教病院「概則」第四章、資金及び義財に見られる「資金は金十萬円」が根底にあっ である。十万とは、一口一日一厘の寄附集めで、一ケ月三銭、一ケ年三十六銭、三ケ年一円八銭(但し前金の場合は 厘講」寄付金勧募の発想は、前述する田中智学の「宗教病院大日本救世館概則」の影響が大いにあったと考えるもの 円)の掛金を求め、これを十万口集めるのである。つまり、綱脇龍妙は十万円の資金計画を立てたのである。この 田中智学は

(50)

毎月一口金貳銭の掛金を乞ひ」求めて勧募に努力された。綱脇も同じ手法を用い、掛金の単位を、さらに下げて、 一分間の労働力で得られる一厘の掛金ならば、貧弱な農村の人々にも、 また誰れでも容易に寄付ができるとい

のは、 う、一日一厘の発想を思いつくに至ったのではあるまいかと考えるのである。綱脇が 明治三十九年十一月である。「十万一厘講」の勧募展開によって、身延深敬病院の草創期の運営は、漸く維持 「十万一厘講」

することができたのである。また、その波及効果により、一般寄付の伸びも大いに生ずるようになったのである。又、(※) 身延深敬病院『病者内規』に「法事部」の名称を用いるのは、田中智学の宗教病院「概則」に云う「法事局」の影響

四、田中智学と綱脇龍妙の交流について

とも考えられのである。

撲番付」を作成されたことがある。 ある。研究大会参加者数は、各派有為の人材が二百人集まったという。ある時、田中智学が戯れに、次頁掲載の「相 阪市西区四ツ橋の立正閣にて本化宗学研究大会(一年一ケ月に及ぶ)を開催した時、網脇二十七歳で入会してからで 会いの最初である。しかし、親しくなった切っ掛けは、田中智学が四十歳の時、明治三十六年(一九〇三)四月に大 市内の各所に布教演説会を開いていた。幹事長である綱脇が、演説会の講師として田中智学を招いたのが、二人の出 田中智学と綱脇龍妙の出会いは、綱脇龍妙が京都大本山本圀寺境内の第三中檀林に在学中の折、、七人の仲間で、

の信認を得ているのである。その信認の模様を網脇の言葉を借りて言えば、次の通りである。 網脇の評価は、 前頭八枚目に位置していたが、研究大会終了の時は代表者の一人として、研究大会の感想を書く程

引き止めたかった様子でした。その時も、私ひとりのために特別の送別会を開いてくださったほどでした。 ださったことがよくありました。……山川先生はじめほかの人々も、宗学研究大会が終って卒業したのち、 (村上浪六の小説「日蓮」の作者)と私の三人を、立正閣の三階に呼び上げ、夜おそくまで特別のお話をしてく 田中先生は私を非常に愛してくださいました。講義が済んで夜になってからも、特に山川智応先生と小倉海静

近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

(51)

出張 同同同前小關	大	同同同前小關大出張
頭 頭結脇	關蒙	大 大 頭 結 脇 閉 關
(人)	里	北九神湊稻玉全
門 四 ケ 不 亦	0) 1411	九 田 荷 . 36.
l		
加一渡宮中靑早高	臭!	岡江村中細伊堤 木
熊竹	^石 免	部川西甲川藤村村
	次	乾勝省子圓存孝龍
鼉 治 遠 秀 郎 廉 郎	郎	净存察郎省隆 貞 寛
同同同同同同同	前行	同同同同同同同前
	可頭	施
(~ +	頭 () () () () () () () () () (
	祖母ヶ島	玉鳴早武旗郡信要
一	激善善	峰潟船川豪内山山
土出泉秦和和横	小	難吉田玉綱貫手田
屋口田泉山	原中	波 村 中 谷 脇 名 塚 中 代 新
次 義 智 派 多 次 義 仁	壽郎	大
郎鑑傅郎郎明秀	蔵を動	郎郎誠海妙弘吾二
同同同同同同同同同同同	同年、4. 同年	同同同同同同同同同同前
	寄元 寄	ומו הן הן הן הו הו הו הו הו הו הו ויין
	頭(((((()))(())(())(())()()()()()()()()(頭
(() (() (() () () (() () () () () () ()	虎鳴 見の電の風	琴嚴高金鬼相不琵夕神不
石代牛の佐 代豆 の の 田の の 別 器 松山 聲 海 崎 城 海 風 峰 崎	ゲ 戸 潟海 音山 釜龍 ・・・・ 田 ・・・	の 龜界模二琶 の二 海島櫓城島灘川海嵐代峰
菊瀬志佐別首保石高桑賀	~~ 丹本 ″ 岡泉	
司崎村藤枝藤坂原橋原廟	**** 伊田 宋 **	浦永柴黒平田山兒野熊長 邊井岡川井中 ^川 玉 ^村 代瀧
市 作	· 『際武平	傅 與
量三 ^{各 通 及 口 展 真 」}	TPIW NIÆ	壽 詮 武 即 學 顯 之 禪 三 觀 泰
—————————————————————————————————————	ינון נו	徳 勇 夫 榮 俊 一 助 戒 吉 了 昇

その一文を挙げると次の通りである。(&) となるが、翌年三十歳の、明治三十九年十月十二日から、昭和四十五年十二月五日まで六十五年間、ハンセン病患者 その足で小石川区茗谷学園に寄宿するのである。ある事情から、舎監代理の守屋貫教の勧めもあり、哲学館の聴講生 社に泊っているようにと勧め、信用して二百円の大金を届けることを依頼している。綱脇は、お金を届けたけれども、 の救済事業に一生を尽されたことは周知の事実である。綱脇龍妙の福祉事業を、田中智学は度々、高く評価している。 綱脇は明治三十八年七月、鎌倉の田中智学を訪問し、法華経を布教するため上京する意志を告げると、田中は泰文

社会事業について帝室及び国家からも認められた顕著な功労者である綱脇龍妙君の如き、身延の深敬病院を経営

田中智学と網脇龍妙の交流を見てみると、さらに次のような点が挙げられる。

- ・大正二年五月六日、綱脇龍妙は身延の玉屋旅館に宿泊する田中智学を訪問し、寄付金十円を貰う。(8)
- 大正二年五月七日、田中智学は身延深敬病院を訪問し、大金の寄附を申し出る。田中智学個人として百円、 新聞社として百円、各々、分割して完納する。(※) 国柱
- ・大正二年五月九日、綱脇龍妙は田中智学を覚林房上まで見送っている。
- ・大正二年、田中智学は「思親の詩」を作成する。この詩を現地に書き残してほしいと、綱脇を訪問依頼している。 網脇は、それを実行した記録が見えるが、恐らく大正二年五月七日から九日の間のことであろう。
- ・大正四年一月二十三日、綱脇は田中智学に封書を発信している。
- 大正五年四月二十八日、田中智学は東京鶯谷に国柱会館を設立する。その後、田中は綱脇を国柱会館に呼び、身 近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

延深敬病院の経済的支援のため、「毎月二回、慈善興行をしてやろう」と申し出るが、綱脇は断っている。⑵

昭和六年三月十八日綱脇龍妙は、身延駅に田中智学を見送りする。

のである。 の内容を岡田法主に話したからである。田中智学と綱脇龍妙は、勅額拝戴に関して共に、重要な役目を果たしていた 訪い、対談している。 四月十三日に宮内省佐野恵作氏より、第二回目の勅額に関する重要な手紙が綱脇龍妙のもとに来ている。そして、そ 八日綱脇龍妙のもとに、宮内省庶務課第一書記佐野恵作氏より、勅額に関する重要な書面が届き(第一回目)。また、 田日帰は、宮内大臣、田中隆三文部大臣に提出するのである。願書提出後、田中智学は宮内大臣一木喜徳郎を官邸にぽ |久遠寺大玄関では、役員一同が出迎えている。祖廟前の奉告の御儀の後、請願書を同年四月三日付けで身延山法主岡 久遠寺に於ける会議に出席のためであった。三月十八日、身延山は田中智学に式駕を派し田中屋旅館に出迎い。また、 (ヹ) 江東一之江の国柱会総裁田中智学が、昭和六年三月十七日に身延山に来たのは、勅額拝戴の件で、日蓮宗管長酒井 第八十二代身延山久遠寺法主岡田日帰の要請を受け、勅額降賜の誓願文を起草し、祖廟言上の儀及び、 間もなく、綱脇龍妙は岡田法主の命を受けて、宮内要人を訪問するのである。それは同年四月

昭和七年五月四日、田中智学国柱会団員二百五十余名ともに身延山参拝する。網脇龍妙は田中智学を訪問する。 五月五日、国柱会有志十名が身延深敬病院を参観する。綱脇は同日、田中智学を見送りをしている。 (&)

い交わりがあった事実を、十分に認識することができるのである。 以上の事柄から見てもわかるように、近代においてハンセン病救療事業に携わった田中智学と綱脇龍妙に於いて深

の交わりに発展し、今日も、その交際が続いているというのである。(&) 指摘は、 し、ハンセン病患者を救療する専門病院を設立した「宗教病院大日本救世館」の動向を解明することができたのは を救済したと言われ続けて来たのであるが、しかし、網脇龍妙以前に田中智学らが組織的に、日蓮宗の事業として志 一つの成果であろうと言える。それと、網脇龍妙と田中智学の交流関係を視点に、網脇が田中の影響を受けたという 身延深敬病院に関する従来の研究は、深敬園に所蔵する、内部資料を実際に調査されたとは、決して言えない論文 近代の日蓮宗の関係者たちが、国のハンセン病患者救済に先立って、その救療事業等に積極的に取り組んでいた事 垣間見ることができたのである。久しく、日本人の仏教者としては綱脇龍妙が初めて組織的にハンセン病患者 従来において見られない考察である。また、綱脇龍妙と田中智学の交流関係は、田中家と綱脇家との家族間

その福祉の源泉がハンセン病救済にあったことは、昭徳会の関係者らは熟知するところである。また、その施設が身 と鈴木修学には、交流関係が見られるのであるが、従来においては、その論及見られない。これらの考察は、今後の 延深敬病院の分院となったことも周知の事実である。しかし、その経緯は未だに解明されていない。また、網脇龍妙 する資料が見られる。仏教感化救済会は、後に昭徳会・日蓮宗法音寺・法音寺学園として福祉事業に活躍している。 済に努力された杉山辰子・鈴木修学の仏教感化救済開の経営する「生の松原ライ療養所」創立者である田中元次に関 むしろ、これからである。身延深敬病院関係資料を調査して見て、大正初期から昭和七年頃までハンセン病患者の救 が殆どであるといってよいだろう。綱脇龍妙の設立した身延深敬病院の研究は、 端緒の段階であり、 本格的な研究は、

- 1 元厚生省医務局長・大谷藤郎『現代のスティグマ ハンセン病・精神病・エイズ・難病の艱難』八三頁。
- 好善社『ある群像―好善社一〇〇年の歩み』三七五―八一頁。吉田久一『改訂増補版日本近代仏教社会史研究』上巻一二
- (3) 後藤昌文は明治五年に私設癩病舎を設立。また同八年には、らい専門の起廃病院を設立しているからである(註の2、 四、一九八頁。同下巻三三五頁。森幹郎『足跡は消えても』一八頁。
- 『ある群像』三七九一八一頁。及び『足跡は消えても』一八頁)。
- 4 5 鳥海 靖他編『日本近現代史研究事典』「伝染病と医療」の項、一三頁に内務省衛生局年報による癩病院の統計が見える。 吉田久見『改訂増補版日本近代仏教社会史研究』上巻一二四頁。

因にキリスト教関係者で、日本において最初に病院を設立したのは、フランス人の男性、カトリックの神父テストヴィド

6

営資金はもともとなく、勧募に依存し、経営は困難の連続である。同三十九年の支出を見ると、賄費一○九円六一銭一厘、 時代から始めました」(大谷藤郎『現代のスティグマ』一〇八頁)。網脇龍妙は身延深敬病院を明治三十九年に設立するが運 せん。電気もありません (明治三一年)。患者の傷を処置するのにも金ダライはなく、桶を使って患者の処理 をするという 長はみんな外人です。外人が外国に手紙を書いたのです。日本の国ではお金もなく、貧しかったのです。包帯も薬もありま 当時のことを次の様に言う、「初期の私どもの病院の経営は、すべて外国の寄付によっていたわけです。だから、 初期の院 た(森幹郎『足跡は消えても』二二―四頁)。熊本の待労病院は明治三十一年の設立。平成五年、待労病院長板倉和子氏は 院と特約を結び、内外慈善の寄付金をもって、貧困の癩患者の治療を専門とす」とある。同年末の入院患者は十四人であっ である。明治二十二年復生病院を設立するが院内には医者と看護婦はいなく、静岡県に提出の院則には「当院は東京起廃病

患者を治療するというよりも、雨・露から守り、食事を与えることが中心であったかと考えられる。一方、復正病院が特約

備費六九円二七銭二厘。他の支出項目はなく給料がなかった(深敬園所蔵資料)。また当年度は赤字である。この当初は、 治療費二円五三銭、事務費三九円九五銭、通信費六円八銭、勧募費三三円二七銭、印刷費七八円五九銭、雑費一円、

る(好善社『ある群像』三七一―七九頁)。明治十六年(一八八三)の起廃病院の在院患者数は四五〇人と報告されている 年、後藤はらいの単行本『難病治療』を発行し、らい病は伝染病という。同十八、二十五年、らい治療のためハワイに招か 甲府にて演説す。同十四年、来日のハワイ王(モロカイ島にハンセン病患者を隔離収容した人)は起廃病院を視察。 同十三年六月まで、起廃病院に依託する。同十三年後藤は「らい病は病気なり、病気なれば我の発明の薬により癒る」と を結んだ後藤昌文の起廃病院は、日本初のハンセン専門誌を発刊す。東京府は、ハンセン病患者の処置に窮し明治十年より (森幹郎『足跡は消えても』一八頁)。後藤昌文は、まさに近代的治療をした人とであるともいうべきであろう。 同十五

- (7) 日蓮宗史料編纂会編『日蓮宗年表』、影山堯雄編『新編日蓮宗年表』、近代日蓮宗年表編集委員会・日蓮宗現代宗教研究所 編『近代日蓮宗年表』、新倉善之『池上本門寺百年史』、日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』には、田中智学の宗教病院
- (8) 拙稿「ハンセン病救済事業・身延深敬病院における十萬一厘講勧募活動について」(『身延論叢』第六号所収)一〇〇-一 に関して一言も記載していないのである。 〇一頁を往見されたい。
- 9 に「日蓮宗設立癩瘡院」の総監として、池上本門寺か東京堀内等の付近に建立する広告をだされている(『日宗新報』 第六 - 千葉亹胤(びいん)は、明治二十五年以前に、十数年に亘ってハンセン病患者の治療に従事している。明治二十九年七月 〇四号・三二頁)。

(57)

百

- 10 療養所」を経営継承し、鈴木修学(旧名修一郎)が主任とし赴任する。この「ライ療養所」は昭和五年十二月に、網脇龍妙 救済にあったと言っても過言ではない。昭和二年、田中元次の求めに応じて、仏教感化救済会は福岡県・生の松原で「ライ の経営する身延深敬病院九州分院となるのである。その経緯及び、鈴木修学と網脇龍妙との交流関係について、従来の研究 では解明されていない。今は、紙数枚数制限のため、別の機会に論じたい。 『法音寺・昭徳会年譜』、社会福祉法人『昭徳会概要』。法音寺・昭徳会の社会福祉事業の原点は、まさにハンセン病患者
- 11 12 **『妙法記聞』第二十二号一八頁(明治十九年九月五日発行)**。 田中智学の略伝については、ハンセン病患者救済活動に至るまでとし、田中芳谷『田中智学先生略伝』を中心に基づく。
- 13 田中芳谷『田中智学先生略伝』七七一八頁(昭和二十八年師子王文庫発行)。
- (14) 右同、八一一三頁。

- 田中智学『田中智学自伝』第三巻三―四頁、一一―一二頁。
- 長濱光治郎編輯『日宗新報』第三百六十四号一六頁
- 17 田中智学『田中智学自伝』第三巻二〇頁。
- 18 『日宗新報』第三百六十四号七頁。
- 19 塚原總蔵編輯『日宗新報』第三百六十五号三—四頁。
- 20 『日宗新報』第三百六十六号九—十一頁。
- 21 法花淳厚編集『教友雑誌』第百貳拾九号二四頁。
- 22 『日宗新報』第三百七十号一六頁。
- 石川栄三編輯『日宗新報』第三百七十二号一一頁。
- 『教友雑誌』第百参拾七号一八頁、「時事」の項。
- 行。『教友雑誌』第四百拾四号一九、二二—三頁、同年十月十日発行。 清水龍山編集『法鼓』第四拾号二〇—一頁、明治二十四年十月一日発行。『日宗新報』第四百九号八頁、
- 26 『日宗新報』第四百九号八頁。
- 27 右同、第四百二十八号五—六頁。

28

- 29 『日宗新報』第四百四十五号一六頁、明治二十五年七月二十五日発行。 鶴見伊兵衛輯『日宗新報』第四百三十六号六頁、明治二十五年六月十日発行。
- 30 大正元年度『身延深敬病院一覧』。入院料金は大正五年度まで変っていない(『山梨県史』資料16・近現代3・九六三頁)。
- 31 松田良一『近代日本職業事典』五〇七頁。因に、明治二十五年の諸職(三十一種)の平均日給は、十二銭三厘である。
- 『網脇龍妙遺稿集』一二五—七頁。一四○—七頁。一八七—一九六頁。二五○—三頁。二五八頁。二六八—七五頁。
- 院発行の雑誌、守屋貫教編『深敬』第六号・三―四頁、明治四十一年一月二十八日発行。発行部数は数千部に及ぶ。 網脇龍妙の令嬢、網脇美智氏(身延深敬病院名称変更して身延深敬園二代目理事長)より資料提供を受けた、身延深敬病
- の直筆文(深敬園所蔵)と照合すると二十数字の異なりが見える。一例をあげると、直筆文の「隔離消毒の方法を完全にし 『日宗新報』第九七八号・二一頁(明治三十九年十二月一日発行)に見られる「身延深敬病院設立趣意書」は、 網脇龍妙

同年十月三日発

- 妻子の顏をも観ること能はず」とする如きである。なお、清水海隆氏が『立正大学短期大学部紀要』第一八号(二九頁)と て」の文を「隔離法を完全にして」といい、直筆文の「終に再ひ妻子親族の顏をも見ること能はす」の文を「終に再び愛親
- 『法華』第七七巻二号(三七頁)に引用する「身延深敬病院設立趣意書」は、『日宗新報』の全文と全く同じ文章である。ま

た、注(30)の大正五年度『身延深敬病院一覧』(『山梨県史』資料16・九五四頁―五頁)と大正十三年・昭和二年身延深

- るが、網脇直筆文とも異なるし、『日宗新報』の全文とも異っているのが見られる。 敬病院発行の『財団法人身延深敬病院一覧』(共に一―二頁) に掲載する「身延深敬病院設立趣意書」は三本とも同文であ
- 35 深敬園所蔵。原文には句読点がない。便宜上、句読点に相当する箇所を一字空白にしている。なお、網脇龍妙の直筆文は 筆ばかりではない。複数見られるが全文一致している。
- <u>36</u> 『網脇龍妙遺稿集』一二七頁。「網脇龍妙自伝」第二十回(『いのり』第七十六号)八頁。
- (身 「綱脇龍妙自伝」第十九回(『いのり』第七十五号)七頁には、遠藤医師を五十歳くらいと言うが、二代後の遠藤 前掲明治三十九年十一月発行『深敬』一号(別称、一厘の功徳)奥付。明治三十九年十二月一日発行『日宗新報』第九七 延町梅平)の遠藤源十郎居士位牌を見ると、当時は三十九歳である。嘱託医については、網脇美智氏資料提供の『深敬』 号以降の奥付に記載されている。
- 郎は共に三門建立資金の寄付者である。 八号二〇頁、『教友雑誌』三百八号二五頁、三百六拾五号二四頁、四百九号二四頁、四百拾号二四頁。小林孝三、小川喜一
- 〇四頁を往見されたい。 拙稿「ハンセン病救済事業・身延深敬病院における十萬一厘講勧募活動について」(『身延論叢』第六号)九三―四頁、一
- 41 を往見)。また、武見日恕は身延深敬病院のすぐ前にある清兮寺を網脇に事務所として提供しているのである。 東京堀之内、妙法寺住職武見日恕はこの時、既に網脇に対し事業資金五十円を寄付している(『身延論叢』 第六号 八五頁

<u>40</u>

『日宗新報』第九七八号二〇頁。

- <u>42</u> 敬園所蔵『約定寄附金控簿』第一号八七丁裏・九四丁表)。 明治三十九年十月二十五日、身延山久遠寺内の無名氏より五円・後に保科宣直執事一円の寄付金が見られるのである(深
- 43 他外的に「身延深敬病院内規」が公表されていた、明治三十九年十二月一日発行『日宗新報』第九七八号二一頁に全文が 近代の日蓮宗におけるハンセン病救療事業の動向について(桑名)

掲載されている。

- (4) 『日宗新報』第九七八号二一頁。
- (4) 吉田久一『改訂増補版日本近代仏教社会史研究』上巻三六五頁。
- 色心の病、法華経の観念にあらざれば治せず、是を以て古来宗家の明師、癩病患者の最大不幸を察して、之を誘ふて安心起 して、大病は大医を待つの謂なり。加之癩病の業因は法華経の明文所々に之を示す。謗法の罪、法華経にあらずんば滅せず、 す。是れ癩病の至大悪病なるを以て、通常人事の得て治すべからざると、法華妙宗の絶尊最勝なるを渇仰するとによる者に 挙げると「吾国の癩病患者古来往々宗を転じて法華を奉じ、法威祖徳の霊験を仰で、専ら不幸の身心を托するの与楽境とな 右同、三六五頁。田中智学らが設立した宗教病院についての記述は、わずか十三行の論稿で終っている。因に「趣意」を
- げてハンセン病患者を救済すべきという姿勢が以下のように見られる「門末信徒等に対シ勧誘示論の労を取り同病者アラバ 此世界唯一ノ名誉アル宗教病院ニ入リ速ニ人間平等ノ幸福ヲ受クル様開示誘導ノ責任ヲ以テ足レリトス」という。

行の位置を与ふ。今に至て癩病患者の帰入すべき宗教は独り法華宗門に在りとす」という。また、「要伸」 には、 宗門を挙

- (47) 身延深敬病院『日誌』明治四十二年(深敬園所蔵)。
- (4) 身延深敬病院『日誌』明治四十三年(深敬園所蔵)。
- の奥付に幹事中村元勇と明記されている。『一厘の功徳』(別称、深敬一号)は、繰り返して発行されていたようである。形 **ニの異なる『一厘の功徳』が複数、存在しているのである。** 身延深敬病院『日誌』明治四十三年一月一日。綱脇美智氏より資料提供を受けた『一厘の功徳』(推定明治四十三年発行)
- (50) 『網脇龍妙遺稿集』一二八—九頁。
- 51 網脇龍妙の弟子、田中豊久編『河鹿集』第五輯・写真の部五頁(昭和四十五年十月二日、財団法人身延深敬園発行)。
- 52 拙稿「ハンセン病救済事業・身延深敬病院における十萬一厘講勧募活動について」(『身延論叢』第六号)九〇―一頁。 「綱脇龍妙自伝」第二十一回(『いのり』第七十七号)三―四頁。
- 数万部発行されている。因に一厘の価値を見ると、明治二十三年で「此の壹厘の銭貨は諸君が一喫の煙草」(『教友雑誌』第 日の業務の序でに一分間だけ精を出せば儲かりますという。この冊子は、守屋貫教編『一厘の功徳』(深敬一号)として 網脇美智氏資料提供の網脇龍妙直筆本『一厘の功徳』の巻頭に、一厘は煙草一服、酒一滴を控ゆれば出て来ます。一厘は

- |百二十四号・二一頁) という。つまり、タバコー服、一息すってフーッと吐きだしただけの低い価値しかないのである。
- 55 告(つつしんでもうす)と明記されている。甲府市の芳文堂で印刷ができたのは、十一月十八日であろう。明治四十三年の 網脇龍妙直筆本の「身延深敬病院十萬一厘講の趣意」には、明治三十九年拾一月 身延深敬病院十萬一厘講 発起者謹
- 56 註(53)の九六―九七頁。

趣意書」には明治三十九年拾月となっている。

- 57 深敬園所蔵資料
- 58 「綱脇龍妙自伝」第十四回(『いのり』第七十号)三頁。
- 59 田中智学『田中智学自伝』第四巻三三二頁
- 60 『田中智学自伝』第五巻三六七頁。

61

62 ある。 「綱脇龍妙自伝」第十七回(『いのり』第七十号)四頁。

『田中智学自伝』第五巻三八九―九一頁。大会に対する感想を書いたのは、「角力番附」の関脇伊藤存隆、他一名の三人で

- 63 「網脇龍妙自伝」(『いのり』七十三号)九頁。
- 64 『田中智学自伝』第五巻六一頁。また『田中智学自伝』第四巻三三三頁にも評価が見られる。
- 65 身延深敬病院『日誌』大正二年度(深敬園所蔵)。
- 67 66 身延深敬病院『日誌』大正二年度。 『身延深敬病院約定寄附金控簿』第一号・一二六丁裏(深敬園所蔵)。
- 68 二十日十円。同五年一月十日十円。同六年一月十日十円。同七年六月十七日五十円。計二百円は基本金として組み入れられ 註(66)の一二七丁表。田中智学・国柱新聞社は共に、大正二年五月十七日十円。同三年一月二十七日十円。同四年一月
- 70 $\widehat{69}$ 身延深敬病院『日誌』大正二年度。 『真世界』昭和三十八年十一月号二七頁に、大正二年田中智学の依頼により、網脇はベンチ十個作り「思親閣の詩」を書 十ケ所に配置している。

 $\widehat{71}$ 身延深敬病院『日誌』大正四年度。

『真世界』昭和三十八年十一月号二六一七頁。

72

- 73 身延深敬病院『日誌』昭和六年度。
- $\widehat{74}$ (77)(78) 右同、一八一二五頁。岡田日帰法主が網脇に命じたことが「網脇龍妙自伝」第七十一回に見える(『いのり』 (75) 勅額戴宗祖六百五拾遠忌要録編纂委員編『勅額拝戴宗祖六百五拾遠忌要録』一三―一七頁。
- 79 第百四十八号四—五頁)。 (8) 身延深敬病院『日誌』昭和六年度。その具体的なる内容が「網脇龍妙自伝」第七十一回(『いのり』)第百四十八
- 81 号四―五頁に見える。 註(74) 九—一四一頁。『身延教報』第二十四巻第九号三七頁、四八頁。『身延教報』第二十五巻第九号一頁、一八頁。
- 83 82 (8) 身延深敬病院『日誌』昭和六年度。 田中芳谷『田中智学先生略伝』三二五頁。
- 86 85 「法音寺・昭徳会・法音寺学園年譜」。社会福祉法人『昭徳会概要』 平成十三年七月、網脇龍妙師の娘、網脇美智氏よりお話しを伺う。

法音寺広報委員会『生の松原類集』五頁。